

令和7年9月定例教育委員会 会議録

◇開会 令和7年9月25日（木）午前10時15分

◇閉会 令和7年9月25日（木）午前10時39分

◇会場 中央図書館 視聴覚室

◇出席者 教育委員会

| | |
|------------------|-------|
| ・教育長 | 片山 則昭 |
| ・教育長職務代理者 | 吉竹 主税 |
| ・教育委員 | 上羽 裕樹 |
| ・教育委員 | 中川 卵衣 |
| ・教育委員 | 渕上 智帆 |
| ・教育部長 | 山本 浩史 |
| ・学校教育課長 | 小森 真一 |
| ・教育総務課長 | 足立 安司 |
| ・社会教育・文化財課長 | 吉住 健吾 |
| ・恐竜課長 | 松枝 満 |
| ・こども育成課長 | 西山 健吾 |
| ・教育総務課副課長兼企画総務係長 | 足立 真澄 |
| まちづくり部 | |
| ・まちづくり部長 | 谷水 仁 |
| ・文化・スポーツ課長 | 堂本 祥子 |
| ・人権啓発センター所長 | 早形 繁 |
| ・市民活動課長 | 山崎 和也 |

（片山教育長）

それでは、定刻になりましたのでただいまから9月の定例教育委員会を開催いたします。会議の進行上、発言の際には必ず氏名を名のってから発言していただきますよう、お願ひいたします。

日程第1

前回会議録の承認

（片山教育長）

日程第1 前回会議録の承認についてですが、8月28日の定例教育委員会会議録の承認は、吉竹教育長職務代理者と中川委員にお願いいたしました。

日程第2

会議録署名委員の指名

（片山教育長）

日程第2 会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、上羽委員と渕上委員にお願いいたします。

日程第3

教育長報告

（片山教育長）

日程第3 教育長報告に入ります。

8月28日に定例教育委員会、夜に、第2回丹波市春日地域市立小学校総合検討委員会がありました。30日、丹波市立植野記念美術館で、「生誕140年 竹久夢二のすべて 画家は詩人でデザイナー」開幕記念オープニングセレモニーがございました。31日、第12回生郷音楽祭に行ってまいりました。

9月1日、本会議が始まりました。それから京都の私立共栄学園の学校長来庁されました。2日、政策会議。それから丹波市丹（まごころ）の里創生推進本部会議、環境施設策推進会議がありました。

3日から5日は本会議（一般質問）です。5日は、一般質問の後、教育部管理職会議を実施しました。

8日、本会議。9日、第5回小・中学校長会。10日、総務文教常任委員会、付託議案審査。12日、予算決算常任委員会、補正予算の審査です。

16日、兵庫県管理職試験人事ヒアリング。17日、予算決算常任委員会、総務文教分。2日間ありましたが、1日で済んでおります。

20日、土曜日、丹波市図書館基本計画策定にかかる市民ワークショップ、基調講演・意見交換会に行ってまいりました。

25日、今日です。先ほど、部活の地域展開についての丹波市の総合教育会がございました。今から定例教育委員会、この後、終わってからそのワークショップ等々を受けまして、図書館協議会委員との意見交換会がございます。

26日、予算決算常任委員会、決算審査・総括審査。28日、第9回さちよ元気まつり。30日、本会議です。

以上でございます。教育長報告につきまして何かご質問等ございませんか。質問がなければ教育長報告を終わります。

日程第4

協議事項

(1) 丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の制定について

(片山教育長)

日程第4 協議事項に入ります。丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の制定について事務局より説明をお願いいたします。

(西山こども育成課長)

それでは、丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の制定について、資料に基づきましてご説明をします。

資料は2ページに規則の内容、3ページにこども家庭庁のこの事業の概要をつけさせていただいております。乳児等通園支援事業と言いますのは、いわゆるこども誰でも通園制度と言われている事業でございます。3ページの、こども家庭庁作成の資料、左下の波線の枠でございます。就労要件は問わず、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のお子さんが一定時間まで認定こども園等を利用できる制度でございます。

次に資料の一番下になりますが、この乳児等通園支援事業は令和8年度から全国全ての市町村にて事業が開始されます。本年度においては、先行的に補助事業として実施することが可能であり、丹波市におきましては市内の事業者から本年度中に事業を開始したいとの意向がありますので、現在事業者は認可申請に当たっての準備を進められておられる状況でございます。

乳児等通園支援事業を実施するに当たりまして、児童福祉法に基づく市町村の認可が必要となりますので、丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則を制定しまして、認可等に関する行政手続を定めるため、本日ご提案するものでございます。

内容としましては、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に規定する内容について、丹波市における行政手続を規定している内容となっております。

なお、この乳児等通園支援事業につきましては、令和8年度から本格実施されます。子ども・子育て支援金制度の乳児等支援給付費、令和7年度は補助制度としてつくのですが、令和8年度から給付費ということで認定こども園と同じような形で給付制度に変わります。このため、今回ご提案するこの規則についても確認という制度がありまして、実施する事業者は確認申請を出されて、その確認を受けた上で実施することになります。その確認に関する内容についても修正する必要がございますので、この規則に確認の手続を加える形で、また今後の定例教育委員会にご提案する予定でございます。

大変簡単ではございますが、規則制定のご説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か質問、ご意見はございませんか。

(渕上委員)

この制度は、まず審査があつてそれが通つたらその後は手続きをしていかせていただくことになるのですか。

(西山こども育成課長)

それは利用する際の話でよろしいですね。基本的には申込みをされまして園と面談を実施されます。

(片山教育長)

丹波市は令和7年からですか。

(西山こども育成課長)

はい、そうです。その事業を始めるに当たつても各法人さんが運営されている認定こども園においては、法人の理事会でこの事業を実施しますという議決をいただいて、それを登記もされて、早くて11月か12月には開始する進みで今進めています

(片山教育長)

13園あるうち何園かが手を上げておられるということですね。

(西山こども育成課長)

1園だけです。

(片山教育長)

8年度からは全部ということですか。

(西山こども育成課長)

それは分かりません。なかなか保育士さんが不足する中、この制度を国が定めたのですが、ちょっとハードルが高いのです。ただし、国はもう全国どの自治体もしなさいとなっていますので、たとえ1園でも丹波市内ではできたということで、今年度モデル事業として実施します。

(片山教育長)

ほかにございませんか。

それでは質問がなければ丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の制定についての協議を終わります。

日程第5

議事

議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(片山教育長)

続きまして、日程第5 議事に入ります。

議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご提案を申し上げます。

資料は4ページから6ページとなっております。8月の定例教育委員会で報告をさせていただきましたが、市議会の9月定例会において国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図るため、市内小学校及び県立特別支援学校に通う児童の給食費を令和7年10月から令和8年3月まで免除する補正予算を提案しております。

補正予算が議決されれば、当該期間において給食費を免除するため丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱を制定するものでございます。

新旧対照表、資料6ページをご覧ください。附則になりますが、令和7年度における給食費の徴収の特例を規定しております。第7条第1項の規定に

関わる、この7条には給食費の徴収について規定をしているものですが、その第7条第1項の規定にかかわらず、丹波市小学校の児童及び兵庫県立氷上特別支援学校の小学部の児童に係る、令和7年10月から令和8年3月分までの給食費は徴収しないものとするとしているものでございます。

また、5ページに戻りますが、他の改正をしております。これにつきましては内容が変わるものではなく、今回の改正に合わせて字句の修正をするための改正でございます。なお、4ページの附則になりますが、施行日については交付の日としておりますが、要綱の交付日については議会の採決が9月30日に行われますので、議決後に交付をする予定にしております。

以上、簡単ですが議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは、委員から何か意見、質問はございませんか。

ないようでしたら、議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、を採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第40号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について承認いたします。

日程第6

報告事項

(1) 寄附採納報告

(片山教育長)

日程第6 報告事項に入ります。

寄附採納報告についてお願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の報告は3件でございます。

資料7ページから9ページをご覧ください。

市内各小学校に対しまして、兵庫県民共済生活協同組合様より、書籍「タンタン、ありがとう 神戸とパンダの記録」、計20冊を頂いております。

また、和田小学校に対しまして和田小PTA様より冷凍庫2台を、同じく和田小学校に対しまして地域住民の方から冷凍庫1台をそれぞれ寄附申出があり、ありがたく採納することとしましたので報告とさせていただきます。

(片山教育長)

それではただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

質問がなければ、寄附採納報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告

(片山教育長)

続きまして、(2) 行事共催・後援等報告についてお願いいたします。

それでは行事共催・後援等の報告につきましては、資料10ページに掲載をしておりますとおり、第3回丹波国際映画祭をはじめ、全部で7件でございます。全て後援でございます。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき許可条件に適合し、特に問題がないことと公的または恒例の行事であるため、専決処分により許可をしたものでございます。

以上報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。
質問がなければ、行事共催・後援等報告を終わります。

(3) 通学路の安全対策について

(片山教育長)

続きまして、(3) 通学路の安全対策について、をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、通学路の安全対策について報告をさせていただきます。
平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして登下校中の児童等に自動車が追突し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で発生したことを受け、国土交通省と警察庁、文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討され、通学路における緊急合同点検等実施要項を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を行うよう市に依頼があったところでございます。

これを受け、丹波市では地域・PTA・学校における通学路緊急合同点検を実施し、通学路の危険箇所が各小学校から市教育委員会へ提出され、丹波土木事務所、丹波警察署、道路管理者、市の関係部署で現地調査を行い、抽出した危険箇所について対策を検討していくこととし、丹波市通学路安全対策プログラムを策定しております。

また、このような安全対策に取り組む中で令和3年6月に千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生しました。丹波市立小学校の通学路について教育委員会・学校・PTA・道路管理者・警察によって再度合同点検を実施しております。合同点検については、令和3年度から実施して151か所の点検を行い、見守り活動の暫定的な対策も含め、目標期間の令和6年3月末までに安全対策を講じてきたところでございます。

また、中学校の通学路についても丹波市独自で合同点検を実施し、46か所の危険箇所について安全対策を講じることができたというところでございます。

この合同点検につきましては、令和3年から令和6年3月までの3か年で全ての危険箇所について暫定措置も含め安全対策を講じましたが、暫定措置や通学路の変更に伴う新たな危険箇所等について、初めに説明させていただいた通学路安全対策プログラムに沿って引き続き安全対策に現在取り組んでいるところでございます。

それでは、丹波市通学路安全対策プログラムの取組状況について説明をさせていただきます。資料は11ページから15ページの丹波市通学路安全対策プログラム状況表となります。

現在通学路安全対策プログラムにおける安全対策の実施対象は、125か所となっております。そのうち改修済が113か所、対策が未実施である箇所が12か所となっております。対策未実施の箇所については、12か所ございますが県・市ともに可能な範囲から地元や関係機関と調整を行い、現在改修や対策に務めているという状況でございます。

また、毎年通学路については学校やPTAを通じて、通学路の危険箇所を報告いただいております。関係機関で組織する丹波市通学路安全対策協議会において、その報告された危険箇所に対する対策について協議検討し、市及び県においてそれぞれ安全対策を講じているところでございます。この取組につきましては、継続して実施することで、安全対策を推進し、今後も通学路の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、通学路の安全対策についての現地点での報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。よろしいですか。
質問がなければ、通学路の安全対策について、を終わります。

日程第7

(片山教育長)

その他

日程第7 その他に入ります。その他各課から連絡事項ありませんか。

(堂本文化・スポーツ課長)

秋からのチラシを配らせていただきました中で、ブラックボトムスプラスバンドというチラシを1枚入れさせていただいております。先ほどの総合教育会議の中でも話がありました吹奏楽の発表の場についてご意見が少しあつたように思っております。このブラックボトムスプラスバンドの講演は毎年予定しておりますが、市島、氷上、春日の吹奏楽部の方がこのバンドと一緒にライフケアで演奏するといった、地域転換の話ではなくて、部活動の中での活動の場なのですけれども、そういったところもつくっていく活動の一つというところでご紹介させていただきます。

またそれぞれの資料につきましては、ご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(片山教育長)

ありがとうございます。

今の報告につきまして、何か質問はございませんか。

日程第8

次回定例教育委員会の開催日程

(片山教育長)

それでは日程第8 次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願ひいたします。

(足立教育総務課長)

次回の定例教育委員会は10月23日木曜日午前9時からの開催でお諮ります。会場につきましては、山南支所庁舎教育委員会会議室です。

事務局からは以上です。

(片山教育長)

各委員さんのご都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(片山教育長)

それでは、10月の定例教育委員会の日程は10月23日木曜日、午前9時から山南支所庁舎教育委員会会議室で開催いたします。

以上をもちまして、全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。